

## かながわ権利擁護相談センターあしすと

かながわ権利擁護相談センターは、判断能力が十分でない、あるいは判断はできても身体障害等のために十分に権利行使をできない障害者や高齢者の自己決定を最大限に尊重することを基本に、権利擁護相談事業、福祉サービス苦情解決事業を実施し、障害のある方や高齢の方が地域で安心して日常生活を送ることができることを目的として設置されている機関です。

### ■権利擁護相談事業

市町村域の相談機関等で対応する困難事例についての相談事業を実施するとともに、特に障害者に関わる成年後見制度の利用を支援するため、当事者家族（親族後見人）等への相談事業を実施しています。

まずは職員が相談に応じます。相談内容をお聞きして専門相談におつなぎします。

専門相談の内容	利用できる方	相談概要
<b>弁護士相談</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話予約、来所相談</li> <li>原則第1・3火曜日 13:40～16:15(1回45分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある方</li> <li>高齢の方（概ね65歳以上）</li> <li>家族、後見人・代理人等</li> <li>高齢の方、障害のある方に関する権利擁護に関わる地域相談機関</li> </ul>	横浜弁護士会に所属する弁護士が相談に応じます。
<b>弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話予約、派遣相談</li> <li>要請に応じて都度調整</li> </ul>	高齢の方、障害のある方に関する権利擁護に関わる地域相談機関等 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村行政</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>障害者相談支援事業者など</li> </ul>	地域の相談支援機関が実施するケース会議や事例検討会等に弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家を派遣します。

※相談事業のほかにも、あしすとでは定期的に弁護士等の専門家を招くなど、地域相談機関の困難事例等の支援を行っています。

(相談受付) 月～金曜日 午前9時から午後5時まで (祝日年末年始は休み)

電話 045-312-4818 ファクス 045-322-3559

Eメール assist@knsyk.jp

## ■かながわ成年後見推進センター

障害のある方や高齢の方々への成年後見制度の利用を支援します。

成年後見についてのご質問、ご相談については、お話をよくお伺いした上で、回答・助言をし、必要に応じて法的助言（弁護士）を行います。

専門相談の内容	利用できる方	相談概要
<b>成年後見制度相談</b> ○電話相談（随時） ・ 月～金曜日 ○来所相談（予約制） ・ 毎週月・水曜日 10:00～11:45 13:40～16:15（1回45分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             成年後見制度相談専用電話              045-312-5788           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある方</li> <li>・ 高齢の方（概ね65歳以上）</li> <li>・ 家族</li> <li>・ 後見人・代理人等</li> <li>・ 地域包括支援センター、障害者相談支援事業者など権利擁護に関わる地域相談機関</li> </ul>	①成年後見制度一般相談 ②成年後見制度の説明・情報提供 ③申立手続きの説明・書き方等の支援 ④親族による法定後見人の方に対する相談・助言 ⑤弁護士による法的助言の提供
<b>出張説明会・相談会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話予約、出張相談</li> <li>・ 要請に応じて都度調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の家族会や当事者の会</li> <li>・ 相談支援期間</li> <li>・ 障害者施設の家族・職員研修会等</li> </ul>	成年後見制度の利用を支援する立場から、県内の各地域に出向いて説明会や相談会を行います。

※相談事業のほかにも、身近な地域での成年後見制度の充実の支援に向けて、

- ・ 後見に取り組む市町村社協等の支援
- ・ 法人後見受任団体の連絡会、後見担当者養成研修の開催
- ・ 成年後見制度の利用実態、法人後見実施状況についての情報収集等を行います。

（相談受付）月～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日年末年始は休み）

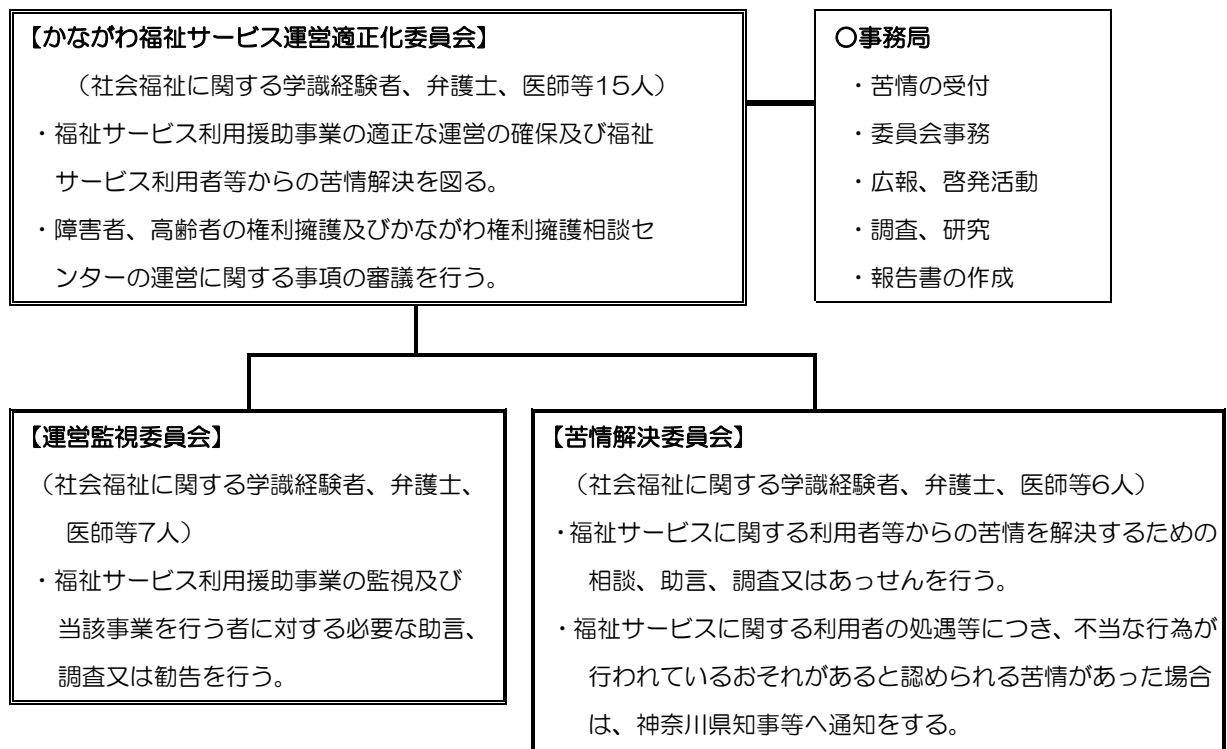
成年後見相談専用電話 045-312-5788

ファクス 045-322-3559 Eメール assist@knsyk.jp

## ■福祉サービス苦情解決事業（かながわ福祉サービス運営適正化委員会）

福祉サービスに関する苦情解決事業は、社会福祉法第83条に基づき、神奈川県社会福祉協議会に置かれている「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」が実施します。この委員会は第三者性を担保し中立的な立場から、福祉サービスに関する利用者等からの苦情相談を受付、解決を図ります。

### <組織>



### <対象とする苦情>

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に基づいて提供されるサービス

○福祉サービスに係わる処遇の内容に関する苦情

○福祉サービスの利用契約の締結、履行、解除に関する苦情

※介護保健サービスの苦情は、市区町村介護保健担当窓口や「神奈川県国民健康保健団体連合会（Tel0570-022110）」でも対応しています。

### <苦情の申出人となる方>

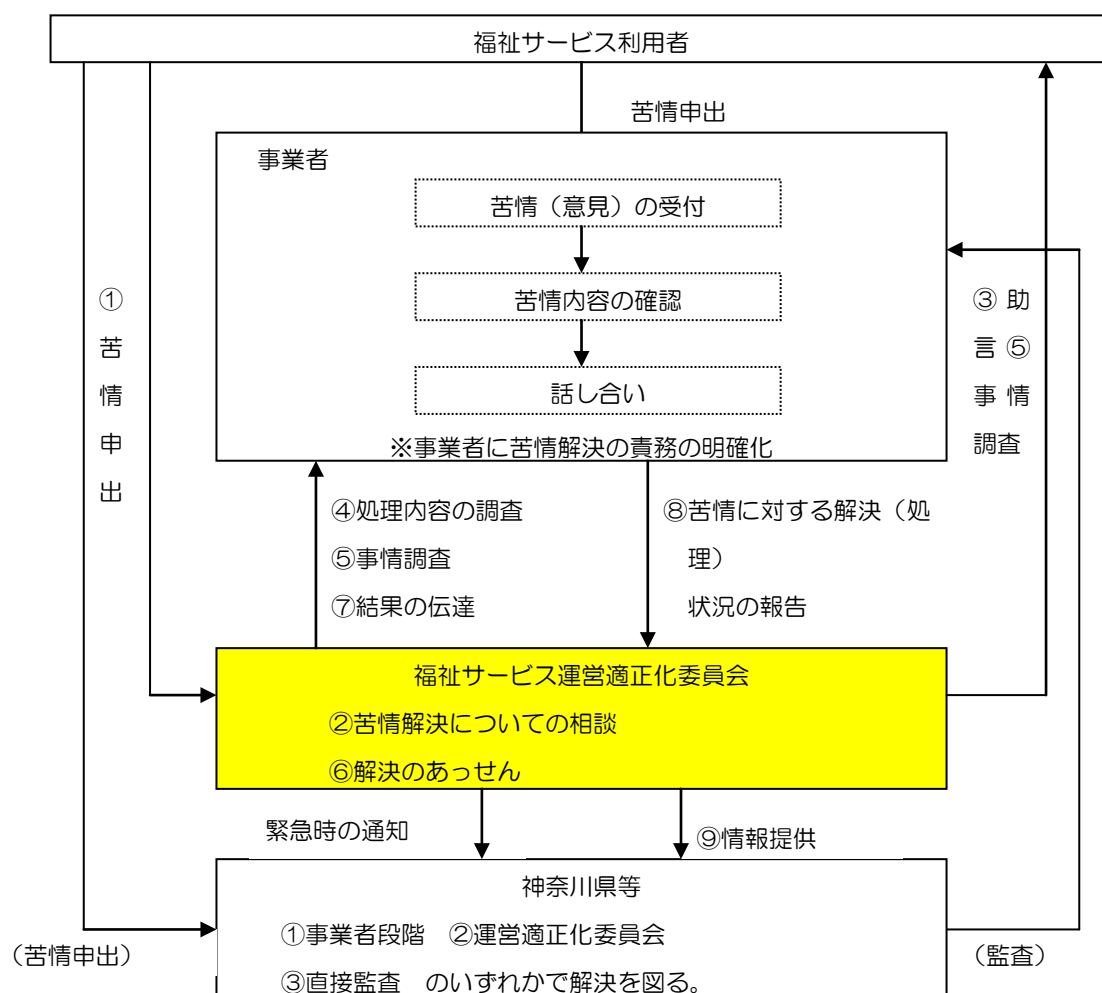
○福祉サービス利用者本人、その家族、代理人等

○民生委員・児童委員、当該事業所の職員、当該福祉サービスの提供に関する状況を具体的かつ的確に把握している方

## ＜苦情の解決方法＞

- 苦情の受付：事務局で苦情内容をお聞きし、申出人の希望等を確認します。
- 解決方法の検討：福祉サービスに関する苦情は苦情解決委員会で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業※）の苦情は運営監視委員会で解決方法を検討します。
- 苦情の解決：助言することにより解決を図ります。  
 苦情に関する具体的な背景や事業者・申出者双方の状況を調査します。  
 事業者と申出者双方に話し合いを推奨します。  
 事業者と相談者双方にあっせん案の提示をします。

## 【苦情解決業務の流れ】



（相談受付）月～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日年末年始は休み）  
 相談電話 045-317-2200 ファクス 045-322-3559  
 Eメール tekisei@knsyk.jp

## 日常生活自立支援事業

(福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス)

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人や身体に障害がある方など、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を行います。

なお、このサービスは利用者本人と社会福祉協議会との契約により実施しています。

### <サービスの内容>

#### ○福祉サービス利用援助

- ・福祉サービスの情報提供及び利用の手続き
- ・福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きなど

#### ○日常的金銭管理サービス

- ・預貯金の払い戻し、公共料金等の支払いなど

#### ○書類等預かりサービス

- ・預貯金通帳、年金証書などの預かり

### <利用対象者>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方

- 福祉サービスを利用したいがどうすればいいかわからない方
- 福祉サービスの利用手続きや支払い手続きができない方
- 計画的にお金を使いたいけれどいつも迷ってしまう方
- 最近物忘れが多くて大切な書類などをきちんとしまったかいつも心配な方

※相談は無料です。

※サービスを利用する際は料金がかかります。(所得により免除、減額される場合があります)

お住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談・お問い合わせください。

【相談からサービス提供までの流れ】

## 成年後見制度

成年後見制度は、認知症高齢者の方、知的障害や精神障害のある方が安心して生活できるように保護し、支援する制度です。判断能力が不十分なため、契約の締結等の法律行為における意思決定が困難な方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにして、権利を護るのが成年後見制度です。

この成年後見制度は、前出の「日常生活自立支援事業」と密接に関係しています。成年後見制度は家庭裁判所が選任した成年後見人あるいは任意後見人が本人に変わって財産管理などの法律行為を行います。日常生活自立支援事業では、利用者本人等と社会福祉協議会が契約をし、福祉サービスの利用支援とそれに付随した日常的な金銭管理を行う、という違いがあります。

<法定後見制度と任意後見制度> ※法務省民事局発行「成年後見制度 成年後見登記」より抜粋

### ■法定後見制度

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状況	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長	(注1)	(注1)
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)

(注1)本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2)民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の証人・法規、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3)家庭裁判所の審判により、民法13条1項の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4)日用品購入など日常生活に関する行為は除かれます。

### ■任意後見制度

- 本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。
- そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意志にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

## <身よりのない人への費用助成について>

### ■成年後見制度利用支援事業

制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難であること、親族からの協力が得られないため利用が進まないという事態に陥らないために、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う「成年後見制度利用支援事業」があります。

※首長申立や成年後見制度利用支援事業については、資料編9に関係通知を掲載しています。

## <成年後見活動を行っている団体>

- 成年後見人、任意後見人等の受任
- 家庭裁判所への後見等申立にあたり書類の準備が必要な方に手続き上の助言や情報提供、任意後見に関する相談や情報提供。
- 成年後見制度等に関する講座、学習会、事例検討会への講師派遣
- 成年後見に関する市民向けセミナー 等

※団体によって活動内容が異なります。詳細については各団体にお問い合わせください。

### ■横浜弁護士会

※詳しくは、資料編5をご覧ください。

### ■社団法人神奈川県社会福祉士会 成年後見・権利擁護事業部「ばあとなあ神奈川」

#### <電話相談>

相談日：火・木・土曜日 午後2時から5時まで（祝日年末年始は休み）

電話：045-314-5500

※面接相談も行っています。事前に電話にてお問い合わせください。

※相談料はかかりません

### ■社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

#### <電話相談>

相談日：月曜日 午後3時から5時まで 水曜日 午前10時から12時まで

金曜日 午後3時から5時まで

電話：045-663-9180

#### <無料面接相談（予約制）>

相談日：水曜日 午後3時から5時まで

電話：045-640-4345

※事前にお電話にてお問い合わせください。相談料はかかりません。

### ■NPO法人神奈川成年後見サポートセンター

相談日：月～金曜日 午後1時から4時まで

電話：045-222-8628

URL：<http://kanasapo.com/>

※相談料はかかりません。



## 債務整理

### ■債務整理の方法

**自己破産** 支払能力がないことを裁判所が認定し、みるべき資産があれば換価配当し、免責により債務支払の免除を受ける手続き

**任意整理** 債務金額の大幅な減額はせずに、当事者間の話し合いで、支払期間を延長するなどして負担を軽くし債務を支払う方法

**個人再生** 裁判所の認可を受けて債務金額を大幅に減額し、原則3年以内で債務を支払う方法  
※ただし、定収入があって支払い余力がある等の要件が多く簡単には使えない。

#### ★どの方法を使うかのポイント

- a. 財産や収入がどのくらいあるのか？ ※抵当権付の住宅、年金担保貸付に注意
- b. 負債は何社にどのくらい残っているのか？どのくらい返済を続けてきたか？
- c. 裁判所を利用できない事情はないか。

### ■特殊な債務支払い免除制度＝消滅時効

金融機関等商人からの借入は5年（商事消滅時効）、その他一般人・法人からの借入は10年（民事一般消滅時効）経過すれば債務が消滅する。

★消滅時効の効果が生じているかを見極めるには、時効の種類、時効期間の起算点、時効の中絶など、様々な法的問題を吟味する必要がある。従って、時効の問題が生じそうな時は、必ず、弁護士等法律の専門家に相談をすること！

### ■自己破産

#### ①自己破産の流れ

- a. 債務者への債権調査…どこにいくら残債があるか、過払金はないかの確定。  
※弁護士等が代理人に就いた場合、債権者への受任通知により債務者への督促が停止する（裁判提起は除く）ので、債務者の生活の安定が期待される（他の手続の場合も同様）。
- b. 裁判所への申立…財産状況、経歴、身上関係、負債を負った原因等を申立書に記載。  
※申立内容によって、簡易な手続で済む場合（同時廃止事件）と、20万円以上の予納金を裁判所に納め、管財人による管財業務が行われる場合（管財事件）に分かれる。
- c. 自己破産審尋→自己破産の決定
- d. 免責審尋→免責決定

#### ②自己破産を選択するポイント例

資産、収入状況からみて客観的にどうしても支払いができず、負債額がおよそ70～100万円を超える場合。

#### ③自己破産のメリット、デメリット

メリット…公租公課など例外を除き、債務の支払いが免除される。

デメリット… a. 破産決定時までに形成された資産は、原則換価が必要。

- b. 2度目の破産申立は非常に困難。

- c. 確実にブラックリストに載り、一定期間経済的信用がなくなる。
- d. 浪費等の法定の事情がある場合には、免責による債務免除が受けられない場合がある。

## ■任意整理

### ①任意整理の流れ

#### a. 債務者への債権調査

※他の手続同様、弁護士等が代理人に就くことが可能。

#### b. 債権者との当事者間での和解交渉

#### c. 和解契約締結と支払いの開始

※払いすぎた利息等が返還される「過払金請求」は、上記手続の過程で行われる。

### ②任意整理を選択するポイント例

支払い能力があり、自己破産や個人民事再生は使いたくない事情がある場合。

### ③任意整理のメリット、デメリット

メリット…経済的な信用の毀損度合いは最も少ない。

デメリット…支払期間を繰り延べたり、利息分の支払いを免除されたとしても、当初元本支払いの負担は残る（支払いが不能になれば、別の債務整理を行わなければならない）。

## ★相談支援機関職員に必要な債務整理の知識

### 1 基本的な方針「相談支援機関の職員は債務整理の中身に手を出さない！」

- 本人の状況によって債務整理の方法はケースバイケースです。なかには法律家でも処理に苦勞する事案があり、法律的な専門知識がない方が債務整理を直接支援することは大変危険です。
- しかし、「法律相談を紹介する」だけでは問題解決につながらないケースも多々みられることから、相談支援機関の職員には、本人と相談機関や専門家等とのコーディネート機能が求められます。

### 2 相談支援機関の職員に期待すること（法律家の立場から）

※まずは相談機関や専門家等に相談し、本人支援の方法について助言を受けてください。

（あしすとでは相談支援機関の職員からの相談も受け付けています）

#### ①本人等からの聞き取り

- a. 収入、支出
- b. 負債金額（債権者数、負債金額、借入の時期、借入目的）
- c. 資産状況
- d. 親族等からの支援の可能性

#### ②資料収集、資料作成の支援

- a. 収入、支出の資料
- b. 債権者一覧表の作成
- c. 不動産登記簿謄本、通帳の写し、証券の写し等資産関係資料の収集

#### ③相談機関の紹介、同行

## 法律相談（横浜弁護士会・法テラス神奈川）

### ■横浜弁護士会 総合法律相談センター

- 「一般法律相談（有料）」 「多重債務相談（無料）」等の法律相談を行っています。
- 特に、関内（本部）相談センターでは「高齢者・障害者の権利擁護相談（面談相談は有料、電話相談は無料）」として、高齢の方や障害のある方が抱えている財産管理、扶養の問題をはじめ、成年後見、虐待、医療福祉サービスに関わる相談に対応しています。

	住所	電話番号
関内（本部）法律相談センター	横浜市中区日本大通 9（横浜弁護士会館 1 階）	045-211-7700
横浜東口法律相談センター	横浜市西区高島 2-18-1（そごう横浜店 6 階）	045-451-9648
みなとみらい法律相談センター	横浜市西区みなとみらい 2-3-1（クイーンズタワー A14 階）神奈川大学みなとみらいエクステンションセンター KU ポートスクエア内	045-682-5500
川崎法律相談センター	川崎市川崎区駅前本町 7（川崎岡田屋モアーズ 4 階）	044-223-1149
相模原法律相談センター	相模原市中央区富士見 6-11-7 （横浜弁護士会相模原支部会館）	042-776-5200
小田原法律相談センター	小田原市本町 1-4-7（朝日生命小田原ビル 2 階）	0465-24-0017
横須賀法律相談センター	横須賀市大滝町 1-21（ジュネス横須賀 2 階）	046-822-9688
鎌倉家庭の法律相談センター	鎌倉市小町 1-11-5（鎌倉婦人子供会館）	045-211-7700
海老名法律相談センター	海老名市上郷 485（海老名市商工会館 2 階）	046-236-5110

### ■法テラス神奈川

- 法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口情報を無料で提供します。
- 資力の乏しい方が法的トラブルにであったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替を行う「民事法律扶助」を実施しています。

※「民事法律扶助」には要件があります。詳しくはお問い合わせください。

	住所	電話番号
法テラス神奈川	横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10 階	0503383-5360
法テラス川崎	川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマークス川崎 10 階	0503383-5366
法テラス小田原	小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5 階	0503383-5370

## 消費生活センター

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付、公正な立場で処理にあたっています。

※お住まいの市町村の相談窓口をご利用ください。

相談窓口	住所	電話番号
横浜市消費生活総合センター	横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4階	045-845-6666
川崎市消費者行政センター	川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル6階	044-200-3030
横須賀市消費生活センター	横須賀市本町 2-1 総合福祉会館内2階	046-821-1314
平塚市消費生活センター	平塚市八重咲町 3-3 JAビルかながわ内2階	0463-21-7530
鎌倉市消費生活センター	鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市役所内	0467-24-0077
藤沢市消費生活センター	藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所内	0466-25-1111(代)
西さがみ連邦共和国消費生活センター	小田原市荻窪 300 小田原市役所内	0465-33-1777
茅ヶ崎市消費生活センター	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所内	0467-82-1111(代)
逗子市生活安全課	逗子市逗子 5-2-16 逗子市役所内	046-873-1111(代)
相模原市北消費生活センター	相模原市橋本 6-2-1 JR橋本駅北口 サティビル6階	042-775-1770
相模原市相模原消費生活センター	相模原市相模原 1-1-3 JR相模原駅 ビル4階	042-776-2511
相模原市南消費生活センター	相模原市相模大野 5-31-1 相模原市南合同庁舎3階	042-749-2175
三浦市協働推進課(消費生活相談)	三浦市城山町 1-1 三浦市役所内	046-882-1111(代)
秦野市消費生活センター	秦野市桜町 1-3-2 秦野市役所内	0463-82-5181
厚木市消費生活センター	厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所会館内4階	046-294-5800
大和市消費生活センター	大和市下鶴間 1-1-1 大和市役所内	046-260-5120
伊勢原市消費生活センター	伊勢原市田中 348 伊勢原市役所内	0463-94-4711(代)
海老名市消費生活センター	海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所内	046-292-1000
座間市消費生活センター	座間市緑ヶ丘 1-1-1 座間市役所内	046-252-8490
南足柄市消費生活センター	南足柄市関本 440 南足柄市役所内	0465-71-0163
綾瀬市消費生活センター	綾瀬市早川 550 綾瀬市役所内	0467-70-3335
葉山町住民サービス課	三浦郡葉山町堀内 2135 葉山町役場内	046-876-1111(代)
寒川町住民課	高座郡寒川町宮山 165 寒川町役場内	0467-74-1111(代)
愛川町住民課	愛甲郡愛川町角田 251-1 愛川町役場内	046-285-2111(代)
かながわ中央消費生活センター	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター内6階	045-311-0999

※上記の他、各市区町村の市民相談室などで消費生活の相談を実施している場合があります。

## 福祉オンブズパーソン

オンブズパーソンは、19世紀の初頭にスウェーデンから始まった制度で、日本では1990年に東京都中野区で福祉サービス苦情処理委員として誕生したのが始まりといわれています。自治体で設置するものや、福祉施設が地域でネットワークを結んで設置するものなど、利用者の権利擁護をめざして活動しています。

## 【神奈川県内のオンブズパーソン活動】

通称・名称	事務局等	活動エリア	連絡先 tel・fax・e-mail・URL
Y ネット 特定非営利法人 福祉オンブズパーソン Yokohama-net	〒241-0014 横浜市中区常盤町 4-47 ニューイナスマビル 302 号	横浜市内	Tel 045-212-3240 Fax 045-212-2343
モニター委員会 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター9階	横浜市内	Tel 045-681-1211 Fax 045-680-1550 Email jimukyoku@yokohamashakyo.jp
オンブズパーソン活動を 支える市民組織 福祉ネットワークみやまえ	〒216-8799 川崎市宮前郵便局私書箱 第39号	川崎市 宮前区近辺	Tel 090-4069-0058 Fax 044-854-4448 Email fukusinetmiyamae@hotmail.com
横須賀・三浦地区 知的障害児・者施設 オンブズパーソン活動	〒239-0842 横須賀市長沢 4-13-1 神奈川県立三浦しらとり園 地域支援課	横須賀・ 三浦福祉圏域の 知的障害関係	Tel 046-848-5255 Fax 046-848-5258
S ネット 特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワーク オンブズマン	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-48 ワラシナビル5階	湘南東・ 三浦半島地区	Tel 0467-85-6660 Fax 0467-85-6660 Email <a href="mailto:info@npo-snet.com">info@npo-snet.com</a> <a href="http://www.npo-snet.com">http://www.npo-snet.com</a>
A ネット 特定非営利活動法人 あつぎ福祉ネットワーク	〒243-0035 厚木市愛甲 953-2 神奈川県 障害者自立生活支援センター内	厚木地区、 その他周辺エリア	Tel 046-247-0163 Fax 046-247-0163 Email <a href="mailto:a-net@y2.dion.ne.jp">a-net@y2.dion.ne.jp</a>
e ネット 神奈川県東地区 オンブズパーソン ネットワーク	〒242-0024 大和市福田 74 福田の里	県東地区 (大和市・座間市・ 海老名市・綾瀬市)	Tel 046-267-8425 Fax 046-267-8426 Email <a href="mailto:fukuyosi@helen.ocn.ne.jp">fukuyosi@helen.ocn.ne.jp</a> <a href="http://www.kanagawa-id.org/fukuda/">http://www.kanagawa-id.org/fukuda/</a>
Kーフレンズ かながわ身体障害 福祉ネットワーク	〒259-1302 秦野市菩提 1711-2 丹沢自律生活センター内	神奈川県内の 身体障害者施設	Tel 0463-75-5500 Fax 0463-75-5500 Email <a href="mailto:k-friends@jousei.or.jp">k-friends@jousei.or.jp</a> <a href="http://www.k4.dion.ne.jp/~kfriends/">http://www.k4.dion.ne.jp/~kfriends/</a>
KW ネット 県西地区障害者施設 権利擁護ネットワーク	〒250-0024 小田原市根府川 389 ほうあん第一しおん	県西地区 (小田原市、南足柄 市等の知的障害 児・者施設)	Tel 0465-29-0146 Fax 0465-29-0705 Email <a href="mailto:d1sion@houan1900.jp">d1sion@houan1900.jp</a>
C ネット 地域福祉を考える会 オンブズパーソン部会	〒259-1142 伊勢原市田中 300-1-202	県央・県西地区 *活動休止中	Tel 0463-95-6665 Fax 0463-95-6665
ネットさがみはら 相模原福祉オンブズマン ネットワーク	〒229-0023 相模原市松が丘 1-23-1 障害者支援センター松が丘園内	相模原市内の 福祉施設・サービ ス利用者	Tel 042-758-2121 Fax 042-758-7070

## 高齢者・障害者の権利擁護に関わる資料一覧

**<高齢者・障害者の虐待防止>**

- 1 神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル <平成18年3月 神奈川県>
- 2 施設職員のための高齢者虐待防止の手引き <平成21年3月 神奈川県>  
(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kourei/gyakutai/index.html>)
- 3 障害者虐待防止の手引き(チェックリスト) [Ver. 1]  
<平成21年3月 全社協 障害者の虐待防止に関する検討委員会>  
(<http://www.shakyo.or.jp/research/O9check.html>)

**<成年後見制度、日常生活自立支援事業>**

- 1 後見(保佐・補助)開始の申立の手引き、書式及び付属書類 <横浜家庭裁判所>  
※神奈川県内に住所地もしくは居住地がある方を対象とした資料です。  
(<http://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasai.html>)
- 2 成年後見制度登記Q&A <法務省法務局>  
([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai\\_index\\_seinenkouken.html#seinenkouken](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_seinenkouken.html#seinenkouken))
- 3 任意後見契約 <日本公証人連合会>  
(<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>)
- 4 精神障害者、知的障害者等の地域生活移行における地域の受け皿づくりに関する調査研究事業報告書 <平成20年3月 全社協>  
(<http://www.shakyo.or.jp/research/O8ukezara.html>)

**<消費生活>**

- 1 見守り情報～消費被害から高齢者・障がい者、子どもを守る最新情報～  
<国民生活センター>  
(<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>)
- 2 高齢者・障害者を悪質商法の被害から守るために <平成18年度 全社協>  
([http://www.shakyo.or.jp/research/O7vicious\\_fraud.html](http://www.shakyo.or.jp/research/O7vicious_fraud.html))